

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
の翌
日の翌
日)

目次

- ◆ 示 争議行為を行なう旨の通知
- 農業振興地域の指定
- 農業振興地域の変更
- 土地改良事業の認可
- 土地整理事業の事業計画の変更の認可
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 開発行為に関する工事の完了
- 道路の位置の指定

告示

鳥取県告示第二百四十二号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長竹内武から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

- (一) 昭和四十七年一月実施の賃金引上げの要求に関する件
- (二) 労働協約の一部改訂の要求に関する件
- (三) 夏季一時金の要求に関する件

二 日時

昭和四十七年四月五日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社の経営するガス事業の全職場(鳥取市及び国府

町)

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第二百四十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定に基づき、倉吉市、国府町、福部村及び江府町に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び関係地方農林振興局に備

え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区域
倉吉地域	<p>倉吉市の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>一 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき昭和四十五年の国勢調査による人口集中地区及び準集中地区の区域</p> <p>二 昭和四十六年三月鳥取県告示第二百六十六号で定めた倉吉都市計画上灘土地区画整理事業の施行区域</p> <p>三 昭和四十四年一月鳥取県告示第五号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の倉吉市に係る林班番号二十、二十七、三十、三十二から三十五まで、四十二から四十七まで、四十九から五十一まで、五十四から六十一まで、六十三から六十六まで、六十八から七十一まで、七十四、八十二、八十三の二、八十六、八十七、九十五、百十二、百十九から百二十二まで、百二十六から百二十九まで及び百三十二の全部の区域、同林班番号十九、二十一、二十八、三十一、四十、四十一、五十五、六十二、六十七、八十三の二、八十四、九十一、九十四、百十一、百十三、百十六、百二十三、百二十五及び百三十の一部の区域、昭和四十六年四月一日現在の国有林の林班番号四十から四十二までの全部の区域並びに昭和四十七年三月一現在の本谷奥ほか十八、豆ヶ谷、下大流、杣小屋、呑水ほか七及び駄床官行造林地の全部の区域（第一号図から第十五号図までの赤色で</p>

<p>した区域）</p> <p>（「第一号図から第十五号図まで」は、省略する。）</p> <p>着色国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域</p> <p>二 水ノ山、後山、那岐山国定公園に係る特別保護地区の全部及び特別地域の一部</p> <p>三 昭和四十一年十二月鳥取県告示第七百三十三号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の国府町に係る林班番号二十七、二十八、四十六、四十八から五十四まで、五十八から六十一まで、六十四、六十五、六十七、七十六、七十七、七十九、八十一から八十三まで、百、百五及び百十二の全部の区域、同林班番号二十九、三十、六十、六十六及び百十一の一部の区域並びに昭和四十六年四月一日現在の国有林の林班番号二十八及び百二十九の一部の区域（第一号図から第十二号図までの赤色で着色した区域）</p> <p>（「第一号図から第十二号図まで」は、省略する。）</p>	<p>福部地域</p> <p>福部村の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>山陰海岸国立公園の特別保護地区の全部および特別地域の一部、昭和四十一年十二月鳥取県告示第七百三十三号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の福部村に係る林班番号四、六から十六まで、二十八から三十まで、三十四及び三十五の全部の区域並びに同林班番号五、三十一から三十三まで、三十六及び三十七の一部の区域（第一号図から第六号図までの赤色で着色した区</p>
--	---

00181

域)

(「第一号図から第六号図まで」は、省略する。)

江府町の区域のうち、次の区域を除いた区域

大山隠岐国立公園に係る特別地域の一部および集団施設地区、昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の江府町に係る林班番号一、六から十六まで、二十二から三十まで、三十三、四十五から五十一まで、五十八、七十二、七十三、八十九、九十九、百二、百六、百七、百九、百十、百十五、百十六、百十八、百十九、百二十二、から百三十二まで及び百三十五から百四十七までの全部の区域、同林班番号十八から二十一まで、三十二、三十四、三十八、五十二、五十三、五十六、五十七、五十九、六十、六十七、六十八、七十、七十一、八十二、八十六、八十七、百一、百十一、百十七、百二十、百二十一、百三十三及び百四十八の一部の区域、昭和四十六年四月一日現在の国有林の林班番号千から千十九までの全部の区域、陸上自衛隊演習場の区域並びに昭和四十七年三月一日現在の巖鏡ほか一及び三谷山官行造林地の全部の区域(第一号図から第二十号図までの赤色で着色した区域)

(「第一号図から第二十号図まで」は、省略する。)

江府地域

鳥取県告示第二百四十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定に基づき、岸本町に係る農業振興地域の区域を次のとおり

変更する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び鳥取県米子地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称 区 域

岸本町の区域のうち、次の区域を除いた区域

大山隠岐国立公園に係る特別地域、昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の岸本町に係る林班番号六の全部の区域同林班番号二、七及び八の一部の区域、昭和四十六年四月一日現在の国有林の林班番号九十九、百及び百一の一部の区域並びに昭和四十六年四月一日現在のゴルフ場の全部の区域(第一号図から第五号図までの赤色で着色した区域)

(「第一号図から第六号図まで」は、省略する。)

岸本地域

鳥取県告示第二百四十五号

青谷町長から申請のあつた町営土地改良(粕平地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十六号

中山町長から申請のあつた町営土地改良(羽田井地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十七号

都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一百号)第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第五十五条第九項の規定に基づき、米子境港都市計画富士見土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子境港都市計画富士見土地区画整理事業

二 事務所の所在地

米子市中町二〇番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和三十七年七月三十日

四 変更認可の年月日

昭和四十七年三月二十五日

鳥取県告示第二百四十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定に基づき、倉吉市米田団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

変更前	昭和四十六年十一月九日から 昭和四十七年三月三十一日まで
変更後	昭和四十六年十一月九日から 昭和四十八年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市米田町の一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市米田団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十六年十一月八日

六 変更認可の年月日

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県告示第二百四十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十条第一項の規定に基づき、倉吉市生田第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

- 倉吉市生田四四一番地 水谷 昭一
- 倉吉市生田四三八番地 生田 芳治
- 倉吉市生田四一〇番地 水谷 勳
- 倉吉市生田四四三番地 水谷 茂
- 倉吉市生田六五六番地 水谷 実
- 倉吉市生田四四一番地 水谷 辰三郎
- 倉吉市生田四一四番地 水谷 久

二 事業施行期間

変更前	昭和四十七年一月二十五日から 昭和四十七年三月三十一日まで
変更後	昭和四十七年一月二十五日から 昭和四十八年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市生田字隈田の一部

倉吉市生田字籾外の一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市生田第二土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十七年一月二十日

六 変更認可の年月日

昭和四十七年三月二十五日

鳥取県告示第二百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画法事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業八・四・一福市公園

三 事業施行期間

昭和四十四年十二月十二日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

米子市福市字大谷の上、字吉塚の巻、字日焼山、字日焼谷、字神田奥及び字六反田地内

鳥取県告示第二百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年一月二十日 鳥取県指令受都計第二百三十九号

二 開発行為に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字三島田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉町四一四二七 横 山 久 治

鳥取県告示第二百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年十月二十八日 鳥取県指令受都計第千八百九十四号

二 開発行為に含まれる地域の名称

鳥取市馬場字土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市長 金 田 裕 夫

鳥取県告示第二百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年三月二十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市相生町三丁目二一四 東口 哲男	鳥取市良田字最ノ谷二六ノ二の一部 二六ノ三 二六ノ四 二七ノ一 二七ノ二 二八ノ二 二八ノ三 二八ノ四 三七	幅員 五・〇〇メートル 六・八〇メートル 延長 二〇四・〇〇メートル
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	字輪ノ内三八ノ六の一部	"
"	五九ノ二	"
"	六〇ノ二	"
"	六〇ノ三	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】